

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主・顧客・従業員・地域社会その他の様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させることを経営の重要課題の一つと捉え、誠実かつ公正な企業活動を遂行することにより、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1-2-4、補充原則3-1-2〕(株主総会における権利行使／情報開示の充実)

現在、当社の株主構成における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、議決権の電子行使及び招集通知の英訳を行っておりません。今後は株主の構成比率や議決権の行使状況等を踏まえ、検討してまいります。

〔補充原則4-1-2〕(取締役会の役割・責務(1))

当社は、中期経営計画を策定しておりませんが、経営戦略遂行の基礎となる経営理念等の長期ビジョンを掲げることで株主・機関投資家との共通認識が醸成できるよう努めております。また、決算短信等で当該期の目標を開示しており、目標との一定の乖離が生じた場合は、必要な開示を適宜行っております。

〔補充原則4-1-3〕(取締役会の役割・責務(1))

当社は、最高経営責任者等の後継者計画は、持続的な成長と企業価値の向上のための重要課題と認識しておりますが、現在のところ幹部役員の選任方法に準じて経営陣(取締役及び執行役員)をその候補者として育成しております。今後、計画立案の必要が出てきた場合には、取締役会を通じて検討していきたいと考えております。

〔原則4-2、補充原則4-2-1〕(取締役会の役割・責務(2))

当社は、取締役会で決議すべき重要事項について提案があった場合には、その理由や背景についての情報を収集し、取締役会にて十分に審議、決定を行っております。また、その実行にあたり経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動など健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4-3-2、補充原則4-3-3〕(取締役会の役割・責務(3))

最高経営責任者の選解任につきましては、当社は任意の諮問委員会を設置しておりませんが、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で決定しております。また、今後より透明性の高いガバナンス体制を目指して、客観性・適時性・透明性のある手続を確立してまいります。

〔補充原則4-8-2〕(独立社外取締役の有効な活用)

現在、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会において積極的に議論に参加しております。また、必要に応じて経営陣や監査役と話し合いの機会をもち活発な意見交換を行っていることから、連携が十分に図られていると考えており、筆頭独立社外取締役を選定しておりません。

〔補充原則4-10-1〕(任意の仕組みの活用)

当社では、独立社外取締役を2名選任しております。取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも高い専門的知識と豊富な経験を有しており、取締役会や各取締役へ客観性のある関与・助言を行っております。独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会についても今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4〕(政策保有株式)

当社は、純投資以外の政策保有株式に関しては、業務提携や取引の維持・強化等事業上のねらい・必要があり、かつ将来的に当社の企業価値向上に資すると判断される株式について、保有する方針としております。また、毎年、取締役会において個別銘柄毎に保有目的、保有に伴う便益が資本コストと見合っているかを精査の上、保有の適否を検証していきます。保有意義が希薄であると判断される場合は、原則として縮減対象とします。政策保有株式の議決権行使については、議案の内容が当社の保有目的に適合するか、投資先企業の維持・向上に資するものか、株主価値を不当に毀損する懸念がないかを総合的に判断して行う方針としております。

〔原則1-7〕(関連当事者間の取引)

当社は取締役・子会社その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないようにあらかじめ取締役会の承認を要することとしております。なお、取締役は、自らに関して利益相反に関わる問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を要することとしております。

〔原則2-6〕(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は確定給付企業年金について、低リスクでの安定的な運用を基本方針として、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している社会的信用の高い適格な資産管理運用機関に運用を委託しております。管理部門の担当チームにおいて、運用機関から定期的に報告を受けるなどして運用状況を適切にモニタリングするとともに、セミナーへの参加等を通じて、専門性の向上に努めております。

〔原則3－1〕（情報開示の充実）

- (1)当社の経営理念や経営戦略、経営計画については、招集通知、決算短信等及び当社ホームページに掲載しております。
- (2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページに掲載しております。
- (3)取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議されたそれぞれの報酬総額の限度内で、世間水準、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮し、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議により決定しております。
- (4)取締役及び監査役候補は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有する者であり、また、様々な職務歴・専門分野を考慮し、性別・年齢・国際性の面も含め、多様な観点から選出する方針であります。また、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者としております。取締役については、候補者を取締役会で決定し、株主総会により選任の決議をします。監査役については、候補者を監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定し、株主総会により選任の決議をします。取締役及び監査役の解任については、職務を十分に果たしていないと認められる場合、重大な法令もしくは定款等の違反があった場合には、取締役会での審議を経て、株主総会において解任を決議します。
- (5)取締役及び監査役候補者の選解任の説明については、株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

〔原則4－9〕（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社は、社外取締役候補者の独立性判断基準を会社法上の社外要件及び名古屋証券取引所が定める独立性基準としております。また、当社の経営に適切な助言及び監督のできる取締役候補者を選定しております。

〔補充原則4－11－1〕（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）

当社の取締役の員数は、定款の定めにより18名以内とし、取締役会は優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有する取締役で構成されております。また、様々な職務歴・専門分野を考慮し、性別・年齢・国籍を問わず偏りのない多様な観点から選出しております。

〔補充原則4－11－2〕（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）

当社の独立社外取締役及び独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役及び社外監査役を兼任してはならないとしております。また、毎年、毎年の定時株主総会招集ご通知において、重要な兼職の状況を記載しております。

〔補充原則4－14－2〕（取締役・監査役のトレーニング）

当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な知識・情報を維持してゆくため、就任時に加え継続的に外部機関が提供する講習も含め必要な機会を提供し、その費用を負担しております。また、社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際には、当社の事業内容説明等を実施するほか、必要に応じて当社各部門の現場視察等の機会を設けております。

〔原則5－1〕（株主との建設的な対話に関する方針）

当社は、株主との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を促進するとともに株主の意見が取締役会全体に共有されるよう努めます。また、当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法廷開示及び自主規制機関の要請する開示並びにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努め、株主と建設的な対話を行います。この際は、インサイダー情報の管理に配慮するとともに株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
五洋海運株式会社	6,112,379	22.23
伊勢湾海運株式会社	1,562,726	5.68
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,270,100	4.62
伊勢湾陸運株式会社	1,143,390	4.15
伊勢湾海運取引先持株会	995,900	3.62
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	970,277	3.52
明治安田生命保険相互会社	957,122	3.48
伊勢湾海運従業員持株会	826,763	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	679,920	2.47
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	561,330	2.04

支配株主（親会社を除く）の有無

更新

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

名古屋 第二部

決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富田 英治	その他											○
菅野 孝一	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田 英治	○	独立役員に指定しております。	運輸行政において港湾・航路の整備等、経歴を通じて培った港湾におけるハード面についての高い見識と豊富な経験を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監査機能の実効的な強化に貢献していただいております。 また、同氏は当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

菅野 孝一	○	独立役員に指定しております。	運輸行政において主に企画・政策に携わり、経歴を通じて培った物流におけるソフト面についての高い見識と豊富な経験を活かし、当社取締役会の意思決定機能や監査機能の実効的な強化に貢献していただいております。 また、同氏は当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	----------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は四半期レビュー、期末決算に偏ることなく連携をとり適宜監査を行っております。監査役及び内部監査室は、それぞれ独立した立場で監査を実施しておりますが、情報交換や意見交換を定期的に行い、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水野 聡	弁護士													○
中村 誠一	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

水野 聡	○	独立役員に指定しております。	弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しており、客観的な立場で当社の経営に対する監査・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に力を発揮されております。 また、同氏は当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役として指定しております。
中村 誠一	○	独立役員に指定しております。	公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、客観的な立場で当社の経営に対する監査・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に力を発揮していただいております。 また、同氏は当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社と顧客との間においては、中長期的な信頼関係の下で収益獲得を図っており、短期的な業績を基準とするインセンティブは、現状では適さないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の総額 523,000千円(支給人員12名) (内社外取締役 14,900千円(支給人員2名)) (前期実績)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役員規程に基づいて、株主総会において決議いただいた報酬限度額内で決定するものであります。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

総務部及び監査役職務補助者にて、必要情報を速やかに伝達できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置であります。

当社の取締役会は、取締役16名、うち社外取締役2名、監査役会は監査役3名、うち社外監査役2名で構成されております。また、執行役員は8名であります。

取締役会の議長は定款の定めにより、取締役会長または取締役社長がしております。

取締役「意思決定・監督機能」と執行役員「業務執行業務」を明確に分離することにより、経営及び業務執行にかかわる、意思決定と業務遂行のスピードアップを図るとともに、経営組織の監督機能強化を図っております。また、監査機能としては、監査役会があり、監査役は取締役会への出席はもとより、社内の重要な会議にも出席し、取締役及び執行役員の業務執行を監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主の方々に対して安定した利益をもたらすことを最重要課題とし、権限と責任を明確にすることにより、経営の透明性を確保し、意思決定の質の向上を図る為であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月26日開催の第97回定時株主総会の招集通知を2020年6月5日に発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	https://www.isewan.co.jp/ 決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、報告書	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し継続的な環境対策に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するため、さらなる透明性の高い経営を実践するための体制の基礎として、経営理念及び行動指針を定めております。

(内部統制システムの整備の状況)

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。コンプライアンス規程第5条に役員及び従業員の義務を定め、この遵守を図り、また、社内イントラネットの掲示板においてコンプライアンスガイドブックを取締役及び従業員に掲示し、周知徹底を図ることとする。

b) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに通報窓口へ報告するものとし、通報処理責任者は速やかに常勤監査役に報告するものとする。

c) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、公益通報者保護規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とする。

d) 監査役は当社の法令遵守体制及び公益通報者保護規程の運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

e) 内部監査を担当する部署として「内部監査室」を設置し、監査方針・監査計画・監査内容を定期的に取締役会並びに監査役会に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）することとし、法令及びその他関連規程に基づき保管期間を設け閲覧可能な状態を維持することとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a) リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスクマネジメント体制を構築している。不測の事態が発生した場合には同規程の定めにより設置している委員長、副委員長及び委員で構成するリスクマネジメント委員会が、関連委員会及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

b) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、リスクマネジメント委員会がその把握と管理を行うこととする。

・会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき

・火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき

・重大な労働災害を発生させたとき

・営業上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき

・重要な取引先が倒産したとき

・コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき

・不慮の事件・事故により相当数の従業員の生命又は健康が危機にさらされたとき

・経営幹部が誘拐又は殺害されたとき

・株式が買い占められたとき

・不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき

・その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、社長、専務、常務によって議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行者あるいは執行部署を任命するものとする。

5) 当社及び子会社等（以下、併せて「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) グループ会社における業務の適正を確保するための、グループ各社に内部統制責任者及び内部統制リーダーを置き、「内部統制室」と連携して、グループ全体の内部統制システムの整備及び維持を図ることとする。

b) グループ会社の職務の適法性、企業倫理性及び財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が定期又は必要な時に内部監査を実施することとする。

c) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社が重要事項を行うときは関係書類の提出を求め、取締役会に報告することになっている。また、子会社の経営内容を把握するために、決算関係書類等の提出を求めることとしている。

なお、海外子会社については、月次の「業務報告書」を社長及び常勤監査役に提出するものとする。

d) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、子会社が重要事項を行うときは取締役会に報告することになっている。また、グループ会社の事業及び業務の遂行を阻害する行為が子会社等にあると認めるときはリスクマネジメント規程に従い必要な措置を講じることが可能な体制としている。

e) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の社長、取締役、ジェネラルマネジャー等は、当社の管理職以上の者が兼務し、当社の意思決定及び意思疎通が図られている。また、関係会社管理規程にある重要事項以外に関する決裁権限を委任することで意思決定の迅速化を図っている。

f) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、共通の経営理念を持ち、全従業員の意識向上の啓蒙を図っている。

また、コンプライアンスガイドブックにより、法令遵守の周知を図っている。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）に関する体制

監査役の職務を補助する者として監査役スタッフを配置するものとする。

7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役スタッフに関し、監査役の職務を補助するに際しての監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとする。

9) 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、

その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができることとする。

当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が、監査役に報告すべき事項及び時期については、法定の事項に加え当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

10) 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からの報告の求めに従った監査役への報告者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止している。また、取締役及び使用人が公益者通報保護規定に基づき自主的に常勤監査役へ報告した際も、不利益な取扱いがなされることを禁じている。

11) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図ることとする。また、監査役及び監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち意思の疎通を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為は行わない。また、これら勢力及び団体とトラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう旨を定めている。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとする。

- 1) 反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制の確立
- 2) 弁護士、警察、暴力追放対策機関との連携体制の確保
- 3) 所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙の実施

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

